

# 横浜市立根岸中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月1日	策定
令和2年4月20日	一部改訂
令和2年12月17日	一部改訂
令和4年3月22日	一部改訂
令和5年3月15日	一部改訂
令和6年3月22日	一部改訂

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

「いじめ防止対策推進法」をもとに策定された「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、根岸中学校においては、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

また、「いじめ」は絶対に許されない行為であるとともに、違法行為であるという認識のもとに本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携強化に努める。いじめの原因が小学校時代に及ぶケースも考えられることより、小学校との連携強化が重要である。

以上のことから根岸中学校としての「いじめ防止基本方針」を策定する。なお、この「いじめ防止基本方針」は根岸小学校・根岸中学校の合同学校運営協議会で承認を得る。

### (1) いじめの定義

法で定められた定義であり、国と同一の定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）とする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

### (2) いじめ防止等についての基本理念

横浜市いじめ防止基本方針の中の「いじめの防止等の対策に関する基本理念」では次のように示されている。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校においても同様の考え方からいじめを防止するための基本的な方向性を次の通り示す。

- ア すべての教育活動を通して「誰もが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを目指す。
- イ 子どもが主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒会活動等の場面においてリーダーを育成し、「子どもの社会スキル横浜プログラム」を活用しながら、いじめを防止する取組を継続して行う。
- ウ いじめはどの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、根岸小学校、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。そのために日ごろからの関係づくりを大切にする。

エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜く認識のもとに、いじめの把握に努めるとともに、学校として組織的に取り組む。

オ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、生徒一人ひとりの状況把握に努め、常に生徒に寄り添う姿勢をもつ。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

本校では、いじめの未然防止ならびにいじめ問題や生徒指導上の課題に対応するために「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。

### (1) 委員会の構成員

ア 校長を委員長、副校長を副委員長とし、生徒指導部長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、養護教諭を基本とし、その他いじめを受けていると思われる生徒、いじめを行っていると思われる生徒に関係する教職員で構成する。

イ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、学校運営協議会委員等も必要に応じて委員会に加え意見や助言を求めることができる。

### (2) 委員会の運営

ア 定例会 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。

イ 臨時会 いじめの疑いがある場合や、いじめに繋がる生徒指導上の課題が発生した場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

### (3) 委員会の活動内容

ア いじめの未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

- ・ 生徒の居場所づくり、自己有用感の育成、コミュニケーション力の育成
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知

(学校便り、ホームページ等)

イ いじめの早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報の窓口（生徒指導専任・養護教諭）の設置及び周知
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケートの実施・分析
- ・ 調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ 生徒理解、生徒指導に関する教職員の資質の向上（カウンセリング研修の実施）
- ・ いじめを受けた生徒に対する継続的支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

ウ 取組の実施と検証、修正

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、全ての

教育活動を通じて、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育むように努める。また、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒会活動等を通して生徒自らがいじめを自分ごととしてとらえることができるよう指導する。なお、豊かな人権感覚を身に付けるため、教職員の人材育成にも尽力する。

### (1) いじめの未然防止

- ア 生徒の道徳性を養い、豊かな人間関係を構築する力の育成に取り組むことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - ・ いじめ問題に関わる人権教育及び道徳科授業の実施
  - ・ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりの実施
  - ・ 校外活動、宿泊行事等を通して仲間づくりの指導（5～6月実施）
  - ・ いじめ解決一斉キャンペーンの実施（「いじめ防止啓発月間」12月）
- イ 生徒会を中心に取り組む「あいさつ運動」等のいじめの防止につながる活動の支援、生徒・保護者や教職員対象の、いじめの未然防止の重要性に関する学習会・研修会の実施
  - ・ 「あいさつ運動」等を中心とした生徒会活動の支援（生徒会通年活動）
  - ・ 生徒対象のネットマナー等に関する出前授業
  - ・ 教職員向け手引き等を活用した教職員研修の実施
- ウ 「学校いじめ防止対策委員会」の活動の周知
  - ・ いじめ防止基本方針の生徒版、保護者・地域版の配布
  - ・ 学校日より、学校ホームページ等による広報活動

### (2) いじめの早期発見

- ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、生徒の些細な兆候であっても、早い段階からの確かな関わりを持ち、いじめを認知することに努める。そのために、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化やSOSを見逃がさないようアンテナを高く保つ。
  - ・ 校内において生徒の見守り体制の実施（朝、休み時間、放課後等）～寄り添うことを目的に～
  - ・ 生徒対象に定期的な学校生活アンケート調査の実施
  - ・ 保護者アンケート調査の実施
  - ・ 教職員間による生徒の情報の共有化（常時）
- イ 生徒・保護者と教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
  - ・ 定期的な教育相談（4月、8月、1月）
  - ・ 相談窓口の設置
  - ・ スクールカウンセラー、いじめ110番電話相談、磯子区教育相談等との連携
- ウ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応に努める。また、生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。
  - ・ 生徒や保護者を対象にインターネットを通じて行われるいじめの防止を啓発する資料等の配布や学習会の実施（防犯教室、学家地連事業等）

### (3) いじめに対する措置

- ア 教職員は、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、特定の教職員で抱え込まず直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を中核に速やかに対応する。
  - ・ 学校長に速やかな連絡・報告
  - ・ いじめ防止対策委員会の招集と速やかな対応

- ・ 事実確認、記録・情報の共有化
  - ・ 教育委員会事務局への報告（南部学校教育事務所担当指導主事等）
- イ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・ いじめを受けた生徒の安心・安全への配慮
  - ・ いじめを受けた生徒からの聞き取り
  - ・ 保護者への連絡（協力）
  - ・ スクールカウンセラーとの連携
- ウ いじめを行った生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・ いじめを行った生徒からの聞き取り
  - ・ いじめを受けた生徒に配慮した対応
  - ・ 保護者への連絡（協力）
  - ・ スクールカウンセラーとの連携
  - ・ 場合によって小学校から小学校時代の様子の確認
- エ いじめを行った生徒の保護者、いじめを受けた生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を共有する。
- ・ 学校は中立的立場を崩さず、必要に応じて教育委員会等からの指導・助言を求める
  - ・ 関係保護者と事案に関する事実の共有
  - ・ 関係修復のための適切な対応の協力依頼
- オ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、いじめを受けた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報していじめを受けた生徒を守る措置を行う。その際は、学校では適切な指導・支援を行い、いじめを受けた生徒・保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
- ・ スクールサポーターとの連携
  - ・ 所轄警察署との情報連携は生徒指導専任が対応する。
  - ・ 状況に応じて相互連携制度より連絡票を提出し、いじめを行った生徒への指導を依頼することも考慮する。
  - ・ 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課と連携
- カ その他、関係機関との連携
- ・ 児童相談所
  - ・ 区役所（子ども家庭支援課）
  - ・ 青少年指導員等

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめの行為が少なくとも3か月間止んでいること
- 当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に至るための取組として以下を行う。

- ・ いじめを受けた生徒及び保護者から心情を聞く（寄り添う気持ちを大切に）
- ・ 複数の教職員の目による状態チェック、報告及び情報交換の実施
- ・ 生徒が気軽に相談できる機会の設定や窓口づくり
- ・ いじめを行った生徒及び保護者への指導や支援
- ・ いじめを絶対許さない学校風土づくり

#### (5) 特に配慮が必要な生徒

いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があり、次の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒に対し、適切な支援、保護者の連携、周囲の生徒への指導を組織的に行う。

- ア 発達障害を含む、障害のある生徒
- イ 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- エ 東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
- オ その他、特に配慮を必要とする生徒

#### (6) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や、「根岸中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- ・ 小学校と連携
- ・ 学校運営協議会への報告
- ・ 学校運営協議会へいじめ防止対策委員会への参加協力の依頼
- ・ 「根岸中学校区学校・家庭・地域連携事業」におけるいじめ防止に向けた事業等

#### (7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の情報共有（小学校からの引継ぎ等）</li> <li>・ 年間計画と重点指導内容等の発信</li> <li>・ 学校いじめ防止基本方針の確認</li> <li>・ 教育相談の実施（全生徒）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒理解研修</li> <li>・ 教育課程説明会</li> <li>・ 保護者懇談会等</li> <li>・ 学校だより等</li> <li>・ (基本方針等の説明)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ早期発見のための生活アンケート実施 記名式アンケート・教育相談</li> <li>・ 中学校ブロック研究会①（入学後の生徒の情報共有）</li> <li>・ 特別支援教室開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTA総会</li> <li>・ (基本方針等の説明)</li> <li>・ 学校運営協議会①</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成と検討</li> <li>・ YP アセスメント実施①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校運営協議会②</li> <li>・ (研修会の実施)</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活アンケートの実施</li> <li>・ 横浜子ども会議（中学校ブロック）</li> <li>・ 3者面談の実施</li> <li>・ 第2回生徒理解研修の実施（アンケート結果の共有等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人面談</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育相談の実施（全生徒）</li> <li>・ 特別支援教育研修</li> <li>・ 横浜子ども会議（各区開催）</li> <li>・ 中学校ブロック研究会②（現状の報告等）</li> </ul>	
9月		
10月		
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評価アンケート実施</li> <li>・ YP アセスメント実施②</li> </ul>	

12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間</li> <li>・いじめ防止月間の取組み</li> <li>・いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・面談）</li> <li>・3者面談の実施</li> </ul>	・個人面談
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施（全生徒）</li> <li>・いじめ防止基本方針の評価・分析・見直し</li> </ul>	・学校運営協議会③
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校との情報交換</li> </ul>	・新入生説明会
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の振り返り</li> <li>・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価</li> <li>・第3回生徒理解研修の実施（新年度への引継ぎ等）</li> <li>・3者面談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会④</li> <li>・個人面談</li> </ul>
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜プログラム実施</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul> <p>【定例会】月1回 【臨時会】随時</p>	

#### 4 重大事態への対処について

##### (1) 重大事態の定義

「横浜市いじめ防止基本方針」で示されているように対応する。

- ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- イ いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ウ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

##### (2) 重大事態の判断

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

##### (3) 重大事態の報告

重大事態（疑いを含む。）に該当すると判断した場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。